出　生　届

令和　　年　　月　　日 届出

長 殿

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日 長印
送付 令和　年　月　日 第　号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1) 生まれた子	子の氏名（よみかた）（外国人のときはローマ字を付記してください）	氏 / 名	父母との続き柄	□嫡出子 □嫡出でない子 □男 □女
(2)	生まれたとき	令和　年　月　日 □午前 □午後　時　分		
(3)	生まれたところ	番地 番　号		
(4)	住所（住民登録をするところ）	番地 番　号	世帯主の氏名	世帯主との続き柄
(5) 生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日（子が生まれたときの年齢）	父 / 年　月　日（満　歳）	母 / 年　月　日（満　歳）	
(6)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 / 筆頭者の氏名		
(7)	同居を始めたとき	年　月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）		
(8)	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯		
(9)	父母の職業	（国勢調査の年・・・　年・・・の４月１日から翌年３月31日までに子が生まれたときだけ書いてください） 父の職業	母の職業	
その他				
届出人	□1. 父 □母 □2. 法定代理人（　） □3. 同居者 □4. 医師 □5. 助産師 □6. その他の立会者 □7. 公設所の長			
	住所	番地 番　号		
	本籍	番地 番	筆頭者の氏名	
	署名	印	年　月　日生	

事件簿番号	

字訂正 字加入 字削除	
届出印	

日中連絡のとれるところ

電話（　　）

自宅　勤務先　呼出（　　方）

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

子の本籍地でない市区町村役場に提出するときは、２通提出してください（札幌市内に提出する場合は、１通で結構です。）。
２通の場合でも、出生証明書は、原本１通と写し１通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

届出人の署名は届出義務者が自署してください。
届出人が署名したあと届書をお持ちになる方は、親族その他の方でもかまいません。
届出義務者は、嫡出子の場合は父または母、嫡出でない子の場合は母です。

■母子手帳と届出人の印を持参してください。

出生証明書

記入の注意

子の氏名		男女の別	1 男　2 女	
生まれたとき	令和　年　月　日 午前 午後　時　分			夜の12時は「午前０時」、昼の12時は「午後０時」と書いてください。
(10) 出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1 病院　2 診療所　3 助産所 4 自宅　5 その他		
	出生したところ	番地 番　号		
	出生したところの種別１～３ 施設の名称			
(11) 体重及び身長	体重　グラム	身長　センチメートル		体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。
(12) 単胎・多胎の別	1 単胎　2 多胎（　子中第　子）			
(13) 母の氏名		妊娠週数	満　週　日	
(14) 子の母の出産した子の数	出生子（この出生子及び出生後死亡した子を含む）　人 死産児（妊娠満22週以後）　胎			この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。
(15) 1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和　年　月　日 （住所） 番地 番　号 （氏名）　印			この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。 無戸籍　法務省